

栃木県労働保険指導協会だより

令和4年新春号



明けまして
おめでとうございます
今年もよろしくお願いたします
令和四年元旦 寅



旧年中の世間のニュースは新型コロナウイルス関連の事柄がほとんどでありました。令和3年夏以降の急速なワクチンの普及により、新規感染者数、患者数は大幅に減ってまいりました。



未だにコロナウイルスそのものが淘汰されたわけではありませんが、経済活動を再開できる状況になりつつあります。



コロナウイルスの影響で一時的に休業や営業時間の短縮等を余儀なくされていた飲食業・観光業等の業種の方々の中には、ここに来てまた、経営を再開しようという気持ちになっている方も大勢いるかと思えます。



経営の再開において、社会保険、労働保険をはじめ、法律を守るということは引き続き非常に大事なことであります。経営再建のための給付金等の申請も各種法律を守ることが前提の制度です。



今後とも事業主の方々が法律を守るために我々は尽力してまいります。ですので何なりとご相談ください。今年度、経済が立ち直り、元の社会が戻ってくることを祈りつつ我々も頑張りたいと思えます。本年も宜しくお願い致します。

職員・役員一同

事業主の方の労災保険のご加入には別途、申込みが必要です(任意加入)

↓3ページ

目次

事業主の取組	労災保険
労災保険の補償内容と補償状況	…… 2 p
事業主の方の労災保険	…… 3 p
うつ病、過労死等の労災保険	…… 4~5 p
法的規制と事業主が取組むべきこと	…… 6 p
労働時間管理のチェックリスト	…… 7 p

〒320-0064 宇都宮市西の宮1-15-12

栃木県労働保険指導協会



028-612-2297

社会保険に加入しましょう



労災保険に関する記事は
2～5ページ

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険
の加入対象が段階的に
広がります。



同一労働同一賃金

令和3年4月より（中小企業）

- ◆ 非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金を
はじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。
- ◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、**待遇差の内容や
理由を説明しなければなりません**ので、不合理な待遇の違いがある企業においては、
改善に向けて取り組みを進めましょう。

詳しくは当会まで



028-612-2297



今月の深堀知識

いわゆるフリーランスの方も
任意で労災保険に加入できるよう
になりました

関連記事： 労災保険の基礎知識（2ページ）
事業主・役員の方の労災保険（3ページ）

令和3年9月より、いわゆるフリーランス
と呼ばれる方々も、任意で労災保険に加入で
きるようになりました。高齢化社会による人
手不足の影響で、将来、**フリーランスの方に業
務委託をする可能性があるかもしれませんので
基礎知識としてご確認ください。**

任意で労災保険に加入できるようになっ
た方々は次の通りです。

業種ごとに設立されている特別加入団体
を通じて加入することができます。

- ・芸能関係作業従事者
- ・アニメ制作者
- ・柔道整復師
- ・創業支援等措置により業務を行う方
- ・ウーバー配達員（自転車による貨物運
送事業者）

- ・ITフリーランス（*）
（*）ITフリーランスとは：ITコンサル
タント／プログラマー／システムエン
ジニア／WEBデザイナー、等。

なお、従来、任意で労災保険に加入
できる方々は下記です（要件あり）。
今回は②の範囲が拡大しました。

- ①中小事業主等
- ②一人親方等及び特定作業従事者
- ③海外派遣者